

( 答申第66号 )

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開決定及び公文書部分公開決定は、妥当である。

### 第 2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成16年1月12日付け及び同年2月2日付けで、実施機関に対して、「国保審第19号から第23号まで（平成14年5月24日）に係る審査が行われた日、時刻、場所、出席者名及び所属部署の分かる文書」（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、健康福祉環境部国民健康保険課の保有する 岐阜県国民健康保険審査会会議録のうち表紙部分及び 審査会委員出席者名簿（以下「本件公文書」という。）を特定した。

本件公文書 については、公文書部分公開決定（以下「本件処分1」という。）を行い、平成16年1月28日付け国保第557号から第557号の3まで並びに同年2月4日付け国保第557号の4及び第557号の5により、以下の理由を付して異議申立人に対して通知するとともに、本件公文書 については、公文書公開決定（以下「本件処分2」という。）を行い、平成16年1月28日付け国保第558号から第558号の3まで並びに同年2月4日付け国保第558号の4及び第558号の5により通知した。

（公文書の公開をしない部分）

審査請求人の住所及び氏名

（理由）

特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

（条例第6条第1号に該当）

#### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分1及び2（以下「本件処分」と総称する。）を不服として、平成16年3月18日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、補正書及び意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 非公開理由を特定の個人に関する情報であるとしているが、全く当を得ない不当なものである。これは個人情報ではないので適正に公開してほしい。
- (2) 本件請求は、国保審第19号から第23号までの裁決について、それぞれ審査の行われた日、時刻、場所、出席者名及び所属部署の情報公開を求めたものである。各裁決はそれぞれ独立した審査請求に対してなされたものであり、これら全てについて適正に審査が実施されたのであれば、上記請求に基づいて、それぞれの審査請求に対応した審査が実施された日、時刻、場所、出席者名及び所属部署は当然公開されるべきである。
- (3) 法第25条の規定によれば、審査請求の審理は書面によることとしている。当該審査請求はそれぞれ独立して存在しており、したがって、それぞれについて審理が行われたのであれば、それぞれについて書面による審理結果が存在していなければならない。
- (4) 異議申立人の行った5件の審査請求について、当時、異議申立人に送付されてきた公文書（『審査請求書の処理状況について』）には反論書提出後に審査準備に入る旨記載されているが、実際にはこの内容と矛盾しているので明確な説明を求める。  
また、反論書提出後に審査準備に入ることにしたことについて、法第23条に規定する反論書の提出期限が異常に短いことを申し出たにもかかわらず、反論書不在のまま審査を実施したとしているが、その理由及び根拠並びに欠席裁判を実施した経緯についての関連情報の公開を求める。

## 第4 実施機関の主張

実施機関が、公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

### 1 本件公文書について

本件請求文書は、国保審第19号から第23号までの裁決を行った国民健康保険審査会（以下「国保審査会」という。）の開催日、時刻、場所、出席者名及び所属部署である。

以前に、異議申立人から本件と同様の請求を受け、異議申立てに至った経緯があり、この際に、国保審査会の開催日時等の実績が記録されている公文書として、「岐阜県国民健康保険審査会会議録（以下「会議録」という。）」のうち表紙を特定するのが適当である旨の答申を受け、公文書部分公開決定をしたところである。

また、会議録の表紙以外に出席者に関する情報が記載されている「審査会委員出席者名簿」を特定し、併せて公開している。

したがって、本件請求文書は過去になされた請求の内容と同様であったことから、それと同様の公文書を特定したものである。

## 2 条例第6条第1号該当性について

本件公文書のうちの会議録の表紙には、審査請求人の住所及び氏名が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるものであることから、本号に該当すると判断したものである。

## 3 異議申立人の主張に対する意見

異議申立人は、異議申立書及び補正書によると、「国保審査会に対する5件の審査請求は、それぞれが独立した請求であって、これらすべてについて適正に実施されたのであれば、上記請求に基づいて、それぞれの審査請求に対応した開催日、時刻、場所、出席者名及び所属部署は当然公開されるべきものである」と、審査請求事案1件ごとに作成されるべき旨主張する。

しかしながら、国保審査会の会議録については、岐阜県国民健康保険審査会会議規則（昭和50年岐阜県告示第716号）第15条において、会議を開催したときに、開会の日時及び場所、出席した委員の氏名等を記載したものを作成する旨が規定されており、会議録とは国保審査会の開会から閉会に至るまでの議事を記録するものであるところ、異議申立人が主張する5件の審査請求はいずれも平成14年5月24日に行われた国保審査会で審査された事案であることから、1つの会議録として作成したものである。

会議録の表紙には、請求のあった国保審査会の開催日、時刻、場所、出席者名及び所属部署が記載されており、当該表紙の「2. 審査した事項」欄及び「4. 議決事項」欄には、審査請求5件に係る審査、議決が行われた旨が記載されている。

また、審査会委員出席者名簿についても、同様に、平成14年5月24日に行われた国保審査会に出席した委員の氏名等を記載したものであって、審査請求事案ごとに分けて作成する特段の事情はない。

したがって、5件の審査請求に係る公開請求に対して、本件公文書を特定したことによる不合理な点はない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件公文書について

本件公開請求は、平成14年5月24日に開催された国保審査会の裁決（国保審第19号から第23号まで）が行われた日時、場所、出席者名及び所属部署名を求めるものであり、実施機関は、当該審査会に関する開会の日時、場所その他開催実績が記載されている会議録の表紙と出席者に関する情報が記載されている「審査会委員出席者名簿」を対象公文書として特定し、前者については公文書部分公開決定を、後者については公文書公開決定をそれぞれ行ったものである。

### 2 対象公文書の特定について

まず、本件処分において本件請求文書として特定した公文書以外に公文書が存在するかどうかを以下検討する。

本件公文書として特定した会議録の表紙には、開催日時・場所、審査した事項、出席した委員及び議決事項の各項目が記載されている。

以前にも、異議申立人から、本件処分1と同様の内容に関する異議申立てについて諮問を受けた経緯があり、当審査会において、実際に見分した上で、会議録のうち表紙部

分を公開請求の対象に含めるのが適当である旨答申したところである（平成15年10月16日付け答申第62号）。

本件処分1についてもこれと同様、会議録の表紙が対象公文書に該当すると認められる。そして、表紙部分の「審査した事項」欄及び「議決事項」欄には、審査請求5件に係る審査及び議決の概要が記載されていることから、いずれも平成14年5月24日に行われた国保審査会において裁決に係る審査がなされたことが確認できる。

異議申立人は、国保審第19号から第23号までの裁決に係る審査がそれぞれ独立した審査請求に対してなされたものであり、これらすべてについて適正に審査が実施されたのであれば、それぞれの審査請求に対応した審査結果（実施された日、時刻、場所、出席者名及び所属部署）が記載された公文書が存在しているはずであると主張する。

しかしながら、国保審査会の議事及び運営に関しては、岐阜県国民健康保険審査会会議規則第15条の規定により、国保審査会の会議を開催したときは、開会の日時、場所等を記載した会議録を作成するとされており、それ以外に国保審査会の開催日程等の開催実績を記載した公文書の存在を伺わせる特段の事情は認められない。

よって、会議録以外に公文書を作成していないとの実施機関の説明は、是認できるものと認められる。

この点については、本件処分2における審査会委員出席者名簿についても同様と認められる。

### 3 本件処分1に係る非公開事由の該当性について

実施機関が、条例第6条第1号に該当するとして非公開とした本件処分1に係る非公開事由の該当性については、以下のとおり判断する。

#### (1) 条例第6条第1号の趣旨について

本号は、個人のプライバシーを最大限保護するため、プライバシーであるか否かが不明確なものを含め、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている公文書は、原則として公開しないことを定めたものである。そして、本号ただし書により、法令等の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、公務員の職務遂行に係る情報、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報等を公開しなければならないことを定めている。

#### (2) 条例第6条第1号該当性について

本件公文書のうち、会議録の表紙には、国保審査会に対し不服申立てを行った審査請求人の住所及び氏名が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、本号ただし書のいずれにも該当するものとは認められない。

異議申立人は、特定の個人に関する情報であるとした非公開理由に対して、個人情報ではないと主張するが、これは自己情報であることから秘匿する必要はないとの趣旨と解されるところ、情報公開制度において、公開・非公開の判断に当たっては、その請求目的や請求者等の事情は考慮されるものではなく、自己情報であっても個人情報として扱われるものであることから、異議申立人の主張は採用できない。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成16年5月13日	・ 諮問を受けた。
平成16年5月26日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成16年5月28日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成16年6月17日	・ 異議申立人から公開決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成16年6月18日	・ 実施機関に公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成16年7月12日 (第64回審査会)	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
会 長	上 寺 久 雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	近 藤 謙 次	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	羽 田 野 晴 雄	税理士	
	森 川 幸 江	弁護士	
	山 田 洋 一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)